

改正案	現行
<p>（軽微な作業）</p> <p>第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる作業以外の作業</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業</p> <p>ハ 電線を直接造管材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業</p> <p>二（略）</p> <p>ホ 配線器具を造管材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）</p> <p>ヘ（略）</p> <p>ト 金属製のボックスを造管材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業</p> <p>チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造管材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業</p>	<p>（軽微な作業）</p> <p>第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる作業以外の作業</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付ける作業</p> <p>ハ 電線を直接造管材その他の物件（がいしを除く。）に取り付ける作業</p> <p>二（略）</p> <p>ホ 配線器具を造管材その他の物件に固定し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）</p> <p>ヘ（略）</p> <p>ト ボックスを造管材その他の物件に取り付ける作業</p> <p>チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造管材を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業</p>

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物
又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤ
ラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを
取り外す作業

又 配電盤を造管材に取り付け、又はこれを取り外す作業

ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下こ
の条において同じ。）を家用電気工作物（家用電気工
作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備におい
て設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用
するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し
、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用
するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを
接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ（略）

二（略）

2 法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認
められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のと
おりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ（略）

ロ 接地線を一般用電気工作物（電圧六百ボルト以下で使用
する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り
外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又
は接地極を地面に埋設する作業

二（略）

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物
又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤ
ラス張り又は金属板張りの部分に取り付ける作業

又 配電盤を造管材に取り付ける作業

ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下こ
の条において同じ。）を家用電気工作物に取り付け、接
地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するた
めのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し
、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ（略）

二（略）

2 法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認
められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のと
おりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ（略）

ロ 接地線を一般用電気工作物に取り付け、接地線相互若し
くは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設
する作業

二（略）

(試験員の要件)

第十三条の七 法第七条の九第二項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 第一種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務(第三号の事務を除く。)を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ(略)

ハ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

二)チ(略)

二 第二種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務(次号の事務を除く。)を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ(略)

ハ 教育職員免許法による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

(試験員の要件)

第十三条の七 法第七条の九第二項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 第一種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務(第三号の事務を除く。)を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はあつた者

ロ(略)

ハ 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)による高等学校教諭一級普通免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

二)チ(略)

二 第二種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務(次号の事務を除く。)を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はあつた者

ロ(略)

ハ 教育職員免許法による高等学校教諭一級普通免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

二、子(略)
三(略)

二、子(略)
三(略)